

入 所 負 担 金 (Ⅰ型介護医療院Ⅲ)

令和 7 年 4 月 1 日

利用者負担段階区分	食事負担金 (1食でも算定)	居 住 費 (外泊でも算定)	個人 入所一割負担金 (世帯)	利用料/入所一割負担金内訳 (二) サービス費 (ii)・夜勤 (IV)
現役並み所得 (3 割) 課税所得690万円以上 課税所得380～690万円未満			3 割 (140,100円上限) (93,000円上限)	要介護 1 8 0 5 円 × 3 0 日 = 2 4 , 1 5 0 円
一 般 (2 割)	1 , 5 0 0 円 / 日 × 3 0 日 = 4 5 , 0 0 0 円	4 3 7 円 / 日 × 3 0 日 = 1 3 , 1 1 0 円	2 割	2 9 1 4 円 × 3 0 日 = 2 7 , 4 2 0 円
一 般 (1 割)			1 割 (最高44,400円) ※課税所得により負担 上限額は変わります	3 1 , 1 4 8 円 × 3 0 日 = 3 4 , 4 4 0 円
第3段階①	6 5 0 円 / 日 × 3 0 日 = 1 9 , 5 0 0 円		1 割	4 1 , 2 4 8 円 × 3 0 日 = 3 7 , 4 4 0 円
第3段階② 市町村民税非課税世帯に属する	1 , 3 6 0 円 / 日 × 3 0 日 = 4 0 , 8 0 0 円	4 3 0 円 / 日 × 3 0 日 = 1 2 , 9 0 0 円	(最高24,600円)	5 1 , 3 3 8 円 × 3 0 日 = 4 0 , 1 4 0 円
第2段階 市町村民税非課税世帯に属する	3 9 0 円 / 日 × 3 0 日 = 1 1 , 7 0 0 円		1 割 (最高15,000円)	・ サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) . . . 6 円 / 日 ・ 夜間勤務等看護加算Ⅳ . . . 7 円 / 日 ・ 初期加算 (入所日より30日間) . . . 3 0 円 / 日 ・ 感染対策指導管理 . . . 6 円 / 日 ・ 高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅱ) . . . 5 円 / 日 ・ 褥瘡対策指導管理 (Ⅰ) . . . 6 円 / 日 ・ 安全対策体制加算 (入所時) . . . 2 0 円 / 回 ・ リハビリ (理学療法Ⅰ) 作業療法) 入所より4ヶ月迄 . . . 1 2 3 円 / 回 入所より4ヶ月超 (1月に10回迄) . . . 1 2 3 円 / 回 (" 超) . . . 8 6 円 / 回
第1段階 市町村民税非課税世帯に属する 老齢福祉年金受給権者 生活保護受給権者	3 0 0 円 / 日 × 3 0 日 = 9 , 0 0 0 円	0 円 / 日	1 割 (最高15,000円)	・ リハビリ (言語聴覚療法) 入所より4ヶ月迄 . . . 2 0 3 円 / 回 入所より4ヶ月超 (1月に10回迄) . . . 2 0 3 円 / 回 (" 超) . . . 1 4 2 円 / 回
				・ リハビリ体制強化加算 . . . 3 5 円 / 回 ・ 短期集中リハビリテーション . . . 2 4 0 円 / 回 ・ 認知症短期集中リハビリテーション . . . 2 4 0 円 / 回 ・ 薬剤管理指導 (週1、月4回限度) . . . 3 5 0 円 / 回 ・ 療養食加算 . . . 6 円 / 回 ・ 経口維持加算Ⅰ . . . 4 0 0 円 / 月 ・ 経口維持加算Ⅱ . . . 1 0 0 円 / 月 ・ 口腔衛生管理加算Ⅰ . . . 9 0 円 / 月 ・ 協力医療機関連携加算 . . . 5 0 円 / 月 ・ 初期入所診療管理 . . . 2 5 0 円 / 回 (入所2週間以内に1回のみ) ・ 医学情報提供 (Ⅰ) 病院 . . . 2 2 0 円 / 回 ・ 医学情報提供 (Ⅱ) 診療所 . . . 2 9 0 円 / 回 ・ 緊急時治療管理 . . . 5 1 8 円 / 日 ・ 退院時情報提供加算 (Ⅰ) 居宅 . . . 5 0 0 円 / 回 ・ 介護職員処遇改善加算 (Ⅳ) . . . 29/1000 / 日 ・ 地域区分 (特定診療費除く) (1単位=10.27円) ・ その他サービス費
私物洗濯料 (希望者)	4 0 0 円 / Kg (乾燥後重量) (7,700円上限)	散髪代 (希望者)	1,800円/回	
※CT等の複雑なレントゲンを撮影、その他医療行為があった場合、医療保険の外来で請求致します。 ※サービス費用が最高負担金を上まわった場合は、各市町村窓口で還付 (高額療養) が受けられます。 ※介護保険での障害医療証は使えません。 ※介護保険での原爆医療・特定疾患は、居住費・食事負担・(自己負担)が必要です。 ※おむつ代は入所料に含まれます。 ※厚生労働省の改定により変更がありますので、掲示等にてご確認お願いいたします。				